

とやまこども・若者みらいプラン ～少子化を乗り越え、希望が叶う未来へ～

策定趣旨

子育て支援・少子化対策の一層の推進を図るため、これまでの施策の推進状況や国の関係法令改正等を踏まえ、子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画を策定するもの

計画期間

令和7年度～11年度
(5年間)

計画の目標

- 若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、希望する人が結婚・出産・子育ての将来展望を描ける環境をつくる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と家庭を両立させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境をつくる。
- 全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を推進する。

計画のポイント

- ・官民一丸となって、若い世代の未来を応援する社会づくりを推進する
- ・誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みを推進する

重点的に取り組む事項

1【新】若い世代から選ばれる雇用環境の整備

- ・ジェンダーレス雇用の推進
- ・男女がともに働きやすい職場環境の推進

主な目標指標

	R5実績	R11目標
男女の賃金差異の公表企業数	136社 (R6.6月時点)	⇒ 400社
男性の育児休業取得率	33.9%	⇒ 85%

2【新】若者・女性の転入・定着の促進

- ・中高生へのアプローチ
- ・大学生等若者の県内就職の促進
- ・若者に選ばれる企業の誘致、スタートアップの創出
- ・富山とのつながり、UIJターンの促進
- ・地域におけるアンコンシャス・バイアスの解消

主な目標指標

	R5実績	R11目標
若者(15～34歳)の社会増減数	▲788人	⇒ ±0 (移動均衡)
若者の県内への定着率 (25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	86.7%(R2)	⇒ 86.7%以上

3【新】ライフプランを考える機会の充実

- ・学校等におけるライフプラン教育の推進
- ・社会人(若手)へのライフプラン形成の支援
- ・プレコンセプションケアの推進

主な目標指標

	R5実績	R11目標
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6: 81.2% 中3: 64.7%	⇒ 増加させる
従業員(若手)にライフプランを考える機会を提供している企業数	—	⇒ 250社

4【拡】出会い・結婚の希望を叶える支援

- ・エビデンスに基づく情報提供・気運醸成
- ・結婚等を希望する男女の出会いの機会の充実

主な目標指標

	R5実績	R11目標
未婚者が現在結婚していない理由 「適当な相手にめぐりあわない割合」	45.0%	⇒ 低下させる

5【拡】こども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成

- ・こども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成

主な目標指標

	R5実績	R11目標
子育てを楽しんでいる割合	62.7%	⇒ 増加させる
普通の生活の中で、幸せな気持ち になることがある割合	小6: 90.7% 中3: 87.8%	⇒ 100%に 近づける

6【拡】経済的負担の軽減

- ・出産・保育・医療等にかかる経費の助成
- ・修学にかかる経費の助成
- ・住宅などにかかる経費の助成

主な目標指標

	R5実績	R11目標
こどもを増やすにあたっての課題として、 「経済的な負担」を挙げる人の割合	76.5%	⇒ 低下させる

7【拡】こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援

- ・妊娠から子育て期までの支援体制の整備充実
- ・保育サービスの充実、幼児教育・保育の質の向上
- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・放課後児童クラブの充実
- ・プレコンセプションケアの推進や健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・多様な支援ニーズへの対応

主な目標指標

	R5実績	R11目標
病児・病後児保育事業実施箇所数	186か所	⇒ 市町村計画値
放課後児童クラブの待機児童数	86人	⇒ 0人

8【新】様々な困難を抱えるこども・若者への支援や居場所づくりの推進

- ・いじめ、不登校、ひきこもりのこどもに対する支援の整備・充実
- ・家庭や学校以外のこどもの成長にふさわしい安全・安心な居場所(サードプレイス)づくりの推進
- ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けたこどもへの支援
- ・ヤングケアラーへの支援やこどもの貧困対策
- ・障害や疾病のあるこども(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実

主な目標指標

	R5実績	R11目標
こども食堂の箇所数	67か所	⇒ 130か所
ひとり親の正規就業率	58.2%	⇒ 増加させる
母子世帯	78.4%	⇒ 増加させる
父子世帯	78.4%	⇒ 増加させる

富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画（案）の概要

具体的施策

基本方針Ⅰ 雇用環境の整備

- 1 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり
(1)企業等におけるジェンダーギャップの解消
(2)若者の雇用の安定
- 2 共働き・共育ての推進
(1)働き方改革の推進
(2)男性の家事・育児参画の推進
- 3 就業支援
(1)若者・女性の就業支援や再就職等の促進

基本方針Ⅱ 次世代を担う若者への支援

- 1 若者・女性の転入・定着促進
(1)若者・女性の転入・定着促進
- 2 ライフプラン教育の推進
(1)学校等におけるライフプラン教育の推進
(2)若い世代がライフプランを考える機会の提供
- 3 出会い・結婚を希望する若者への支援
(1)出会い・結婚を希望する独身男女の応援

基本方針Ⅲ 「子どもまんなか社会」の実現に向けた気運の醸成

- 1 子ども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成
(1)子ども・若者・子育て当事者がウェルビーイングを高める社会づくり
(2)市町村、企業、関係団体等との連携

基本方針Ⅳ 経済的負担の軽減

- 1 子育て当事者への支援
(1)子育てにかかる経費の助成
(2)修学にかかる経費の助成
(3)ひとり親家庭への支援

基本方針Ⅴ 家庭・地域における子育て支援

- 1 子どもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援
(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの支援
(2)幼児教育・多様な保育ニーズへの対応
- 2 地域社会で支え合う子育て支援の促進
(1)子育てを支援する人材の育成
(2)子育て支援活動の促進
(3)子育て支援のネットワークづくり
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
(1)子育てにやさしいまちづくり
(2)子どもの交通安全対策の推進
(3)子どもを犯罪から守るための活動の推進
(4)良質な住環境の確保

基本方針Ⅵ こどもの健やかな成長の支援

- 1 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進
(1)こどもの権利に関する広報・啓発
(2)こどもの意見の聴取と施策への反映
- 2 学童期・思春期におけるこどもの健全な育成支援
(1)こどもの多様な体験・交流活動の促進
(2)こどもの居場所づくりの推進
(3)食育とこどもの基本的な生活習慣づくりの推進
(4)健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
(5)いじめ、不登校、ひきこもり等への対応
- 3 様々な困難を抱える子どもへの支援
(1)児童虐待防止対策の推進
(2)社会的養護を必要とする子どもへの支援
(3)こどもの貧困対策
(4)障害や疾病のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援
(5)ヤングケアラーへの支援
- 4 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくり
(1)生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
(2)男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- 5 こどもの生きる力を育成する教育の推進
(1)家庭の教育力の向上と幼児教育との連携
(2)個性と創造性を伸ばす教育の充実
(3)配慮を要する子どもへの教育の推進(障害者・外国人)
(4)豊かな心を育む教育の推進
(5)児童生徒の心と体の健康づくり